

# 契約書兼重要事項説明書



アルコ・ベルティス

福の種 株式会社

買いもってリハ アルコ・ベルティス

**☎088-856-5338**

月～金（祝日営業中）

午前 8：30～午後 5：30

## 利用契約書 重要事項説明書

様（以下「利用者」という。）と福の種株式会社は、法人が運営する通所型サービス A 買い物ってリハ アルコ・ベルティス（以下「事業所」という。）の利用に関し、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

### （契約の目的）

第 1 条 事業者は、介護保険法関係法令の定めるところにより、利用者が住み慣れた地域での生活を継続し、その有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、通所型サービス A を提供し、利用者は、そのサービスに対する料金を事業者に支払うものとします。

### （契約期間）

第 2 条 本契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要支援認定又は事業対象認定の有効期間満了日までとします。ただし、契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要支援認定又は事業対象認定の有効期間の満了日が更新された場合は、変更後の要介護認定の満了日をもって契約期間の満了日とします。

2 前項の規程にかかわらず、契約期間満了の 30 日前までに、利用者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は自動的に更新され、以後も同様とします。

### （通所型サービス A 計画等の決定・変更）

第 3 条 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画が作成されている場合には、それに沿って、利用者の通所型サービス A 計画等を作成するものとします。

2 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、利用者の心身の状況把握並びに希望及びそのおかれた環境等を踏まえて、支援の目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所型サービス A 計画の作成を行います。

3 事業者は、通所型サービス A について利用者及び代理人に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。

4 事業者は、利用者に係る通所型サービス A 計画の変更の必要があると認められた場合には、利用者及び代理人と協議して変更するものとし、利用者及び代理人に対して説明し、その内容を確認するものとします。

### （通所型サービス A の内容及びその提供）

第 4 条 事業所が提供するサービス内容は、次のとおりとします。

- ①送迎
- ②生活指導（相談援助）
- ③買い物支援

- ④運動機能向上に対する援助
- ⑤介護方法の指導
- ⑥一般的健康状態の確認
- ⑦その他、サービス提供に必要と認められる援助

(要介護認定の申請に係る援助)

第5条 事業者は、利用者が要介護認定の更新申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。

(サービス提供の記録)

第6条 事業者は、通所型サービス A の提供に関する記録を作成することとし、契約終了5年間保存します。

- 2 利用者又は代理人は、事業者に対しいつでも前項の記録の閲覧及びコピーの提供を求めることができます。
- 3 前項の規定により利用者又は代理人がコピーの提供を求める場合、事業者は実費相当額を請求者に請求することができます。

(サービス利用料金)

第7条 利用者は、サービスの対価として、「重要事項説明書」に定める料金を基に計算された月ごとの合計額を支払います。

- 2 事業者は、当月の利用料金の合計額を、請求書に明細を付して、翌月12日頃に利用者又は代理人に通知します。
- 3 利用者は、当月の利用料金の合計額を請求書にて確認した上で、翌月27日までに口座振替（銀行からの引き落とし）の方法で事業者を支払うものとします。ただし、口座振替が困難な場合には、現金、銀行口座振込にて利用月の翌月20日まで事業者を支払うものとします。その場合の振込料については利用者負担とします。
- 4 事業者は、利用者又は代理人から利用料金を受領した時は、利用者に対し領収書を発行します。

(利用料金の変更)

第8条 前条第1項に定めるサービス利用料金について、介護保険法の改正又はその他の理由によるサービス利用料金の改定が必要となった場合には、改定後の金額を適用するものとします。この場合、事業者は法令等改正後速やかに利用者に対し、改定の施行時期及び改定後の金額を通知し同意を得ます。

- 2 利用者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

(事業者及びサービス従事者の義務)

第9条 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全

確保に配慮するものとします。

- 2 事業者は、サービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに主治医又は協力医療機関等へ連絡して、適切な措置を講じるとともに、ご利用様が予め指定する連絡先にも連絡します。

主治医：氏名	
所属医療機関名等	
所在地	
電話番号	

ご希望救急搬送先	病院 <input type="checkbox"/> 通院、入院歴あり
----------	--------------------------------------

救急隊にご希望をお伝えしますが、受入病院の状況により御希望通りにいかない場合がありますのでご留意ください。

また救急搬送した結果、問題ないという診断も出る可能性がありますのご容赦くださいませ。

#### 家族等連絡先（緊急連絡先）

優先順位	氏名	続柄	住所	電話番号
1				
2				
3				

#### 事故発生時の対応方法について

ご利用者様に対する通所型サービス A の提供により事故が発生した場合は、市町村、ご利用者様の家族、ご利用者様に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、ご利用者様に対する通所型サービス A の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

#### 居宅介護支援事業者連絡先

事業所名	所在地	担当介護支援専門員氏名	電話番号

(守秘義務等)

第10条 事業者及びサービス従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族等に関する情報を正当な理由なく第三者に漏洩しません。尚、この守秘義務は本契約が終了した後も継続します。

2 前項の規定にかかわらず事業所は、利用者に医療上緊急の必要性が生じた場合や他の介護サービス事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、利用者又は代理人の同意を得た上で、その個人情報を提供できるものとします。

3 事業者は利用者又は代理人に承諾を得ることによって利用者の写真、動画を学会発表、SNS、ホームページ等に掲載することができます。

なお、契約時に包括的な同意を行う場合、個別案件ごとの承諾を得ることは不要となります。

包括的な掲載の承諾を行う

包括的な掲載の承諾を行わない

(利用者の権利)

第11条 利用者及び代理人は以下の権利を事業者に対して主張することができます。

- (1) 独自の生活歴を有する個人として尊重され、プライバシーを保ち、尊厳を維持する権利
- (2) 生活や介護サービスにおいて、十分な情報が提供され、個人の自由や好み、及び主体的な決定が尊重される権利
- (3) 安心感と自信を持てるよう配慮され、安全と衛生が保たれた環境で生活する権利
- (4) 自らの能力を最大限に発揮できるよう支援され、必要に応じて適切な介護を継続的に受ける権利
- (5) 必要に応じて適切な医療を受けることについて援助を受ける権利
- (6) 家族や大切な人との通信や交流の自由が保たれ、個人情報が守られる権利
- (7) 地域社会の一員として生活し、選挙その他一般市民としての行為を行う権利
- (8) 暴力や虐待、及び身体的・精神的拘束を受けない権利
- (9) 生活や介護サービスにおいて、いかなる差別を受けない権利
- (10) 生活や介護サービスについて職員に苦情を伝え、解決されない場合は、専門家又は第三者機関の支援を受ける権利

(施設利用に当たっての注意義務等)

第12条 利用者が、事業のサービスを受ける場合は、次のことに留意し、利用するものとします。

- (1) サービスの提供を受けようとする利用者は、サービスの利用の際に体調の異常や異変があれば、その旨を知らせるものとします。
- (2) 事業所の規則を遵守し、業務運営に支障をきたすような行為はしないものとします。
- (3) 管理者及び職員の指示に従うものとします。
- (4) 他の利用者に迷惑を及ぼす等、粗暴に亘る行為はしないものとします。
- (5) 原則として事業所およびその敷地内は、禁煙とし、職員の指示に従うものとします。
- (6) 利用者の過失等により、建物及び備品等を滅失、破損、又は汚損しないものとします。

(損害賠償責任)

第13条 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。ただし、利用者に故意又は重過失が認められる場合には、事業者は賠償責任の免除又は賠償額の減額をすることができます。

2 利用者は、故意又は重過失により、事業所の設備又は備品について通常の保守・管理の程度を超える補修等が必要となったときには、その費用を負担するものとします。また、利用者は、利用者の責に帰すべき事由により、事業者及びその職員並びに他の利用者の生命、身体、財産、信用に損害を及ぼした場合には、その損害賠償の責任を負うものとします。

(損害賠償がなされない場合)

第14条 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は賠償責任を免れます。

- (1) 利用者が、サービスの提供を受けようとする時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (2) 利用者が、サービスの実施に当たって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (3) 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- (4) 利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

(事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

第15条 事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火・洪水等の天災その他、自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

(契約の終了事由、契約終了に伴う援助)

第16条 次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約は終了します。

- (1) 利用者が、死亡した場合
- (2) 要介護認定の更新で、利用者の心身の状況が、自立（非該当）と認定された場合
- (3) 利用者が他の通所サービス事業所等の利用が決まり、その施設の側で受け入れが可能となった場合
- (4) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合、又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- (5) 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- (6) 事業者が介護保険の指定を取り消された場合、又は指定を辞退した場合

- (7) 第 17 条及び第 18 条に基づき、本契約の解約を通告し、予告期間が満了した場合
- 2 事業者は、前項第 1 号を除く各号により本契約が終了する場合には、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

#### (利用者の解約権)

第 17 条 利用者は事業者に対し、いつでも 30 日の予告期間において、本契約を解約することができます。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。

- (1) 第 8 条第 2 項により、本契約を解約する場合
- (2) 利用者が入院、病気の治療及びその他事由により 30 日以上事業所の利用が見込まれない場合
- (3) 事業者もしくはサービス従事者が、第 10 条に定める守秘義務に違反した場合
- (4) 事業者もしくはサービス従事者が、故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- (5) 他の利用者が、利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応を取らない場合

#### (事業者の解約権)

第 18 条 事業者は利用者に対し、次の各号のいずれかに該当する場合には、適切な予告期間において、本契約を解約することができます。ただし、事業者は、解約通告をするに当たっては、利用者に必要な弁明の機会を設けるものとします。

- (1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (2) 利用者による、第 6 条第 1 項から第 4 項に定めるサービス利用料金の支払いが 1 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず、これが支払われない場合
- (3) 利用者が入院、病気の治療及びその他事由により 30 日以上事業所の利用が見込まれない場合
- (4) 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うこと等によって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (5) その他、本契約に違反した場合

#### (精算)

第 19 条 本契約が終了した場合において、利用者がすでに実施されたサービスに対する利用料金支払い義務及び第 12 条第 2 項の原状回復の義務を、事業者に対して負担しているときは、契約終了日から 1 か月以内に精算するものとします。

#### (相談・苦情処理)

第 20 条 事業所は、その提供したサービスに関する利用者等からの相談・苦情等に対して、相談・苦情等を受け付ける窓口を設置して、適切に対応するものとします。

(合意管轄)

第 21 条 本契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、高知地方裁判所をもって第一審管轄裁判所とすることを、利用者及び事業者は予め合意します。

(協議事項)

第 22 条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意を持って協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、事業者、利用者が記名捺印のうえ、各 1 通を保有するものとします。

## 通所型サービスA 買いもってリハ アルコ・ベルティス 重要事項説明書

### (趣旨)

第1条 福の種株式会社が開設する買いもってリハ アルコ・ベルティスが行う指定通所型サービスAの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

### (目的)

第2条 要支援状態にある者もしくは事業対象者（以下「要支援者等」という。）に対し、介護保険法に基づく適正な指定通所型サービスAサービス（以下「通所サービス」という。）を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第3条 事業所の従業者は、要支援者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練及び日常生活活動及び生活上の相談業務を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び身体機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。

2. 通所サービスは、利用者の介護の支援状態の軽減若しくは悪化を防止するよう、その目標を設定し計画的に行う。
3. 通所サービスの実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、関係市町村とも連携し、総合的なサービスの提供に努める。
4. 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
5. 事業所は、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

### (名称及び所在地)

第5条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 買いもってリハ アルコ・ベルティス
- (2) 所在地 高知県高知市前里324 サンシャインベルティス内

### (従業者の職種、員数、及び職務内容)

第6条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自ら



ビスであるときは、その額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

	利用料金
事業対象者	1,439 円
要支援 1	1,439 円
要支援 2	2,898 円

## 2. その他の費用

飲み物代	1 回 50 円 (税込)
オムツ代	実費
マイカゴ	実費

## 3. 支払方法

月末締め、翌月 27 日頃に指定の口座から引き落とし。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第 1 1 条 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用する。

2. 故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、または相当の代価をお支払いいただく場合がある。
3. 当事業所の特別な許可がない場合は、宗教活動・政治活動・営利活動を行うことはできない。
4. 喫煙は、指定した場所以外ではしてはならない。

(緊急時における対応方法)

第 1 2 条 通所サービスの提供を行っているときに利用者の病状の急変等が生じた場合は速やかに適切な対応を行うものとする。

2. 医療機関への連絡と共に、利用者の家族等関係者に速やかに連絡を行い、救急車対応等を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第 1 3 条 通所サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに居宅介護支援事業者、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

2. 通所サービスの提供により事故が発生した場合は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
3. 通所サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

4. 事故が発生した際には、その原因を解明し再発を防ぐための対策を講ずる。

(非常災害対策)

第14条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2. 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、サンシャインベルティスとの連携に努めるものとする。

(苦情処理)

第15条 提供した通所サービスに関する利用者又はその家族は苦情を申し出ることができる。その場合は、速やかに事実関係を調査し、その結果改善の必要性の有無並びに改善方法について、利用者又は、その家族に報告するものとする。

なお、苦情申立窓口は、事業所の【重要事項説明書】に記載された通りである。

苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 福の種 合同会社 買いもってリハ アルコ・ベルティス (責任者) 秦泉寺 康代	所在地 高知市前里 335-15 電話番号 088-856-5338 FAX 番号 088-856-5336 受付時間 午前 10:00～午後 5:00
【市町村（保険者）の窓口】 高知市介護保険課	所在地 〒780-8571 高知県高知市本町 5 丁目 1-45 高知市役 所第二庁舎 電話番号 088-823-9972 受付時間 午前 8:30～午後 5:15
【公的団体の窓口】 高知県国民健康保険団体連合会	所在地 〒780-8536 高知県高知市丸ノ内 2 丁目 6 番 5 号 電話番号 088-820-8410 受付時間 午前 9:00～午後 4:00

(身体拘束等)

第16条 事業所では、利用者の身体拘束は行わないものとする。万一、利用者本人又は他の利用者、職員等の生命又は身体を保護するためやむを得ない場合のみ、家族に事業所の【身体拘束に関する説明書】へ同意を受けた上で、その条件と期間内にて身体拘束等を行うこととする。

2. 前項の規定における身体拘束等を行った場合は、可能なかぎり早期に身体拘束等を解除できるよう、適切な技術をもって援助を行うものとする。

(感染症対策)

第17条 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待防止に関する事項)

第18条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

虐待防止に関する責任者	管理者 秦泉寺 康代
-------------	------------

2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(地域との連携など)

第19条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

(業務継続計画の策定等)

第20条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2. 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第21条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
3. 事業所は、適切な通所サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
4. 事業所は、通所サービスに関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
5. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は福の種株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(付 則) この規定は令和6年4月1日から施行する。

この規定は令和8年4月1日から施行する。

## 第 1 条（個人情報の保護）

1 事業者は利用者個人の情報について「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省が策

定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を

遵守し適切な取り扱いに努めます。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、居宅サービス計画に基づいた個別介護計画書の作成や他サービス提供事業者との連携調整等以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者及び家族またはその代理人の了承を得るものとします。

3 事業者は利用者又は代理人に承諾を得ることによって利用者の写真、動画を学会発表、SNS、ホームページ等に掲載することができます。

なお、契約時に包括的な同意を行う場合、個別案件ごとの承諾を得ることは不要となります。

## 第 2 条（秘密保持）

1 事業者及びサービス従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族等に関する情報を正当な理由なく第三者に漏洩しません。尚、この守秘義務は本契約が終了した後も継続します。

2 前項の規定にかかわらず事業所は、利用者に医療上緊急の必要性が生じた場合や他の介護サービス事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、利用者又は代理人の同意を得た上で、その個人情報を提供できるものとします。

契約書および重要事項説明日 令和 年 月 日

説明者 \_\_\_\_\_

利用者

(住所) \_\_\_\_\_

(氏名) \_\_\_\_\_

利用者代理人

私は、本人の契約意思を確認し署名代行しました。

(住所) \_\_\_\_\_

(氏名) \_\_\_\_\_

(利用者との関係 \_\_\_\_\_ )

利用者の家族の代表（個人情報使用の同意）

(住所) \_\_\_\_\_

(氏名) \_\_\_\_\_

事業者 所在地 高知市潮見台1丁目2603

事業者名 福の種株式会社

代表者名 代表取締役 木村 徹

事業所 所在地 高知市前里335-15

事業所名 買いもってリハ アルコ・ベルティス

管理者名 秦泉寺 康代

指定番号 39A0100068